

新たな交通サービス導入支援事業委託業務仕様書

1 業務名

新たな交通サービス導入支援事業委託業務

2 業務の目的

生活交通を確保するため、デマンド交通や公共ライドシェアなど地域の実情に応じた新たな移動手段の確保等に取り組む市町村や地域に対し、専門家の派遣等を通じて伴走支援し、導入に向けたモデル事業を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 予算上限額

5,758,912円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

岡山県が指定する市町村に、地域公共交通に精通した者を派遣し、以下の項目のうち、岡山県が指示する業務を実施する。

(1) 市町村における専門的検討、職員の人材育成等の支援

・構想段階において、庁内協議資料や自治会への説明資料及び公共交通会議資料の作成支援

(2) 多様な主体による公共ライドシェア等の検討・導入支援

・地域の交通事業者だけでなく、地域住民や観光事業者等の運行主体との調整

(3) 交通事業者等との調整支援

・既存の運行事業者や運輸局及び警察等との調整、申請手続きの支援

(4) その他、新たな交通サービスの導入のために必要な業務の支援

※「岡山県が指定する市町村」については、決定次第通知する。（5市町村程度を想定。）

※派遣する具体的な場所及び日時については、県と協議の上決定する。

※原則、岡山県の担当者は、市町村との協議等の場に同席する。

※各市町村に対し、11回の訪問での協議及び1回のWEBでの協議等を想定。

6 岡山県担当者への報告

支援の内容等について、書面により、適宜岡山県に報告すること。

7 成果品の納品

(1) 成果品について

業務の成果品として、他の市町村の地域でも、新たな交通サービス導入の際に活用できるよう、一連の支援業務実施概要等をまとめた報告書を作成し、委託業務完了報告書（別紙1）と併せて契約期間満了日までに県へ提出すること。

(2) 成果品の媒体

委託業務完了報告書（別紙1）については紙媒体1部または電子データを提出すること。

(3) 納品場所

岡山県県民生活部交通政策課企画班

8 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者が本業務のために作成した資料等の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとし、県及び市町村が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。
- (2) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- (4) 仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、県と受託者が協議して決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

新たな交通サービス導入支援事業委託業務完了報告書

令和7年 月 日付けで契約を締結した新たな交通サービス導入支援事業委託業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第 条第 項の規定に基づき、報告します。

記

- 1 業務名
新たな交通サービス導入支援事業委託業務
- 2 委託期間
令和7年 月 日から令和8年3月31日まで
- 3 業務完了日
令和 年 月 日
- 4 成果品
別添のとおり